

13 環境省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	130010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	銃猟の制限の緩和	都道府県	滋賀県
		提案事項管理番号	1021010
提案主体名	長浜市		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 38 条
制度の現状	日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)をしてはならないとされている。

求める措置の具体的内容	日出前及び日没後においても、一定の制限を設けるなかでカワウの銃器による捕獲を認める
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>長浜市の琵琶湖上にある竹生島には、カワウの一大コロニーが形成されており、湖魚の被害や糞害等による植生被害、また、国宝を含む重要文化財保護への影響が深刻化している。毎年、銃器による捕獲や追い払いをしているが、銃器での捕獲は、日出から日没までという制限があるうえ、捕獲対象であるカワウは、繁殖時期以外は、日出前に島を飛び立ち、日没後に帰ってくることから、日中は、捕獲対象となるカワウが竹生島にいないのが現状である。その為、効率的なカワウの捕獲ができず、被害は更に拡大し、観光客へ被害を及ぼす可能性も懸念されることや、竹生島は、花こう岩の一枚岩で出来ており、植生被害により地肌が露出し、すでに一部では土石の流出も見られ、今後、竹生島全体が崩落してしまう危険性もある。</p> <p>竹生島は観光客がいなくなれば、他の陸地等とは違い、無人となることから、竹生島が無人であることを確認した上で、日出前または日没後も 30 分～1 時間前後の有視界に限り、銃器での捕獲を認めていただくことで、効率的な捕獲ができるようになる。なお、従事する捕獲員については、必要最少限の人数とし、経験年数、射撃の技術や視力良好な者、射撃場での訓練実施も含め従事者を選定することとし、捕獲には必ずリーダーとなる監督員も同行し、常に無線等による連絡体制も整えることにより、安全を確保することとする。</p> <p>以上のことにより捕獲が可能となれば、湖魚の被害等の軽減、そして何よりも「神を齋く島」として緑豊かな竹生島の再生が図られ、広域的被害の軽減にも繋がる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>日出前及び日没後は、狩猟の対象となる野生鳥獣をはっきりと判別することが困難であり、銃砲の発射により人間に危害を生ずるおそれもあるので、鳥獣保護法第 38 条において、銃猟を使用した鳥獣の捕獲等が禁止されている。</p> <p>長浜市の要望は、3 月下旬から 9 月中旬にかけて日没後 30 分から 1 時間程度の間、薄明かりの中で、竹生島の巣に戻るカワウを湖面及び島内より散弾銃で捕獲するとのことであるが、</p> <p>①カワウは、全身が暗褐色であり、日没後の照度条件下では、明確にカワウを視認できず、弾丸がカワウに命中したかどうかの確認や、死体の回収等が困難であるため、効果の検証が難しいこと</p> <p>②カワウの視認ができない照度条件下で散弾銃を使用する場合、カワウを半矢にする可能性が高く、いたずらに負傷した鳥を増やすおそれがあること</p> <p>③個人の釣り人等が利用するプレジャーボートについては、全てを湖面から物理的に排除することは困難であること</p> <p>④日没後の駆除についても、カワウに慣れが生じ、飛行位置を高く取るなど、すぐに順応する可能性があることから、継続的</p>				

な効果が見込めないこと

⑤捕獲の実施に伴う事故の発生に対する責任の所在に関して、現時点では明確でないこと

等から、人の生命に重大な危険を及ぼす可能性があるとともに、継続的で効率的な捕獲に繋がらないことから、ご提案については認めることができない。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの意見

人の生命に重大な危険を及ぼす可能性があるとともに、継続的で効率的な捕獲に繋がらないことから、提案については認めることができないとの回答であるが、日出前及び日没後において、竹生島は無人であり、捕獲員についても厳選し、必要最小限の人数とすることにより、安全確保が図れるものと考えます。カワウの視認については、日出及び日没時刻に対し、夜明及び日暮時刻を参考にしても、30分程度の時刻差があり、その間については、十分な視界が得られると考えます。また、少しでも捕獲効果があることは、銃器捕獲に限らず実施している状況であり、竹生島の文化財や環境保全も含めた現地実情をご勘案頂きたい。(詳細は別紙)

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

I

国立天文台の定義によれば、日の出前や日の入り後の「薄明」と呼ばれる空がうす明るい状態のうち、日の出前・日の入り後 30 分間程度にあたる「市民薄明」は「灯火なしで屋外の活動ができる」目安とされているが、カワウの捕獲のように遠距離に位置する対象物を明確に視認できるほど十分な明るさであるかは不明である。また、作業時の天候等によって照度条件は大きく変化することから、矢先の安全を確実に視認した上で(島内はともかく海上では、矢先について、人の安全の確認は確保されていないと考える。)、カワウを1羽ずつ狙って発射するために十分な光量が確保できるとは言い難く、カワウを確実に捕獲することは困難である。

また、このように矢先の確認が十分に行うことのできない射撃は、飛ぶことは出来ても傷ついた半矢のカワウをいたずらに増加させることにもつながり、適正な鳥獣保護管理を推進する観点から問題である。

さらに、カワウが飛行位置を高く取るなど、すぐに順応することから、効果が持続できるとは考えにくい。

なお、本年度より当該地域で実施されているエアライフルによる駆除は、いたずらにカワウを傷つけることなく確実に捕殺しており、これまでの手法に比べ非常に効果的であると認識している。

本年度、当該地域で実施されている

① カワウが営巣するまでの間、エアライフルによる確実な捕殺による駆除

② 営巣中の散弾銃による追い払い効果も考慮した駆除

の手法を活用することで現在も効果的なカワウ対策が進められていることから、効果が不明確な手法を検討するよりもむしろ、効果が明らかな対策を確実に推進すべきである。

○再々検討要請

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

今回の要請は、一般的狩猟での狩猟時間の制限を緩和することの提案ではなく、竹生島全体の自然・歴史・文化の環境保全上でやむを得ない措置として、行政施策遂行面で要請しているものです。竹生島でのカワウ捕獲は、カワウの営巣状態等によってそれぞれの段階でエアライフル・散弾銃・追い払い等区分して実施しているところであり、今回は散弾銃による捕獲の中で捕獲効率が不十分であるため要請しているもので、銃器による捕獲ではこれ以上望む部分はなく、ギリギリのところまで実施しないと島全体の環境保全が確保できないためのものであり、現地実情を踏まえ検討を願います。(詳細は別紙)

13 環境省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	130020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	銃猟の制限の緩和	都道府県	北海道
		提案事項管理番号	1046010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 38 条
制度の現状	日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)をしてはならないとされている。

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以後「銃猟」という。)をしてはならないという「銃猟の制限」を、一定の要件を満たしている場合に緩和し、日没後から日没前までの銃猟を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>可猟地域内にある私有地において、実包の発射と着弾までが昼間以上に当該私有地内で安全に行われるのであれば、代替措置を持ってエゾ鹿に対しての夜間銃猟を可能にする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>エゾ鹿の生息数は 50 万～60 万頭といわれており、林・牧草地・畑での食害(農業被害額 50 億円:平成 20 年北海道)や自動車・列車事故が多発(事故発生件数は 1,206 件:平成 18 年北海道)するなど、人々の生活との間で深刻な摩擦が生じている。危険猟法、ワナなどの規制緩和が行われているものの、ことエゾシカに対しては学習し逃避行動をとる特性があることから捕獲数が伸びていない。但し、交通事故の発生時間について昼夜を分けた場合、夜間の発生が 84%を占めている事より、エゾ鹿は夜間に頻繁に行動する反面、夜間において警戒心が著しく薄れるという特性があることがわかる。実際、警戒心が減退する夜間の場合には至近距離までエゾ鹿に近づくことが出来ることから、欧米では鹿類に対して合法的に夜間銃猟が行われており、特に頭数管理においてはミネソタ・アイオワ州で著しい効果を上げている。</p> <p>【代替措置】</p> <p>(1)発射位置と着弾位置の明確化及び夜間銃猟の責任の所在の明確化として土地所有者から主務官庁への事前届出とし、着弾位置における安全なバックストップの確保を要件とする。</p> <p>(2)着弾エリアの視界に関しては、客観的な判断基準として住宅地における道路照明基準(JIS Z9111-1988)である 3-5 ルクスを採用し、夜間銃猟の終始に常時 3 ルクス以上が確保されている機械的な措置がとられている事を要件とする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
日出前及び日没後は、狩猟の対象となる野生鳥獣をはっきりと判別することが困難であり、銃砲の発射により人間に危害を生ずるおそれもあるので、鳥獣保護法第 38 条において、銃猟を使用した鳥獣の捕獲等が禁止されている。				
現法制度下において昼間の銃器使用を続けていることで鳥獣に慣れが生じ、夜間に出没しやすくなったことから、夜間に銃猟を行いたいという要望があるものと推測されるが、一方で、				
①安全確保の面では、当該区域への人の立ち入りの有無を確認する方法がないこと				
②着弾点の位置等、矢先を明確に認知することができないこと				
③夜間に安全に射撃する技術、効果的に射撃する技術が確立されていないこと				
から、人の生命に重大な危険を及ぼす可能性があるとともに、効率のかつ効果的な捕獲に繋がらない猟法は認め難いと考				

えている。

また、提案理由を具体的にみると、

①「発射位置と着弾位置を明確化する」とあるが、実猟において猟銃から発射された弾丸がどこに着弾するかを実測した例はなく、天候、風向き、地形によって飛距離等も変化するため、確実な着弾地点を示すのは不可能である。

②申請者がいう「住宅地における道路照明基準である 3～5 ルクス」は、4m 先の人の顔の輪郭が識別できる程度とされており、通常、数十～数百 m 先にいる鳥獣を射撃ができるとは考えられない。

③エゾシカの捕獲については、囲いわな、くくりわな等による捕獲が可能である他、阿寒町においては大型囲いわなによるシカの大規模な捕獲など新たな取り組みが始まっており、危険性を排せない夜間発砲による捕獲によらない捕獲技術もある。

なお更に以下のような課題を検討する必要がある。

事故等の発生に対する責任の所在を明確にしておく必要があること、さらに、実施に際しては、その責任者等の判断によるものであることを明確にする必要がある。

上記の他、効果的な夜間の駆除には、サイレンサー等が必要であるが、所持等については、銃砲刀剣類所持等取締法において規制されていることから、当該法律に対する措置が必要となる。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

提案主体が安全の確保を図るための具体的な手法(例: 流し猟ではなく固定2地点間を想定)を提示していることを含め、右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

なお、提案主体によれば、海外ではシカの夜間狩猟が有力な手法として許容されているとのことであるが、その条件や日本では同様の条件では導入ができないと考える理由など、貴省のご知見を併せてご教示されたい。

提案主体からの意見

当方からの安全性確保のための代替措置に対して示された安全性に関する懸念について、別添資料のとおり、解決策を提示するので、それを踏まえて、再度回答されたい。

また、実施予定私有山林においては、夜間に人の出入りが全くないエリアとなっており、安全性は昼間以上に確保されているものとする。夜間銃猟実施に際しての安全性をなお確保するための代替措置について、腹案があれば提示されたい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

I

申請者の提案については、

① 「6 関係省庁の懸念に対する具体的な解決方法」において、夜間の山林において安全かつ照度を確実に確保できる根拠は示されていない。

「サーチライトなどの方法により簡単に照度をあげることができる」とのことであるが、当該機器はピンポイントに一部を照らすものであり、周囲の安全を確実に確保するのに十分な範囲を照らすことはできない。

② 「6 関係省庁の懸念に対する具体的な解決方法」において、人の立ち入りの有無を確実に確認する方法は示されていない。

「夜間の山林への侵入にはライトなどの照明器具を装備しなければならず、この照明により遠距離からの判別が可能である」とのことであるが、実際には、春期や秋期を中心に山菜採集等の目的で多くの者が入山しており、これらの者が遭難する事故も数多く報告されている。このため、夜間、山林にいる者が必ずしもライトを装着しているとは限らず、遠距離から当該侵入者を確実に視認できるとは言えない。

③ 「7 安全確保の措置の内容、責任主体」において、「土地所有者から主務省庁への事前届出」が提案されているが、土地所有者、捕獲実施者及び届出を受理した機関の役割分担や届出先の機関が不明確であり、事故等が生じた際のそれぞれの責任の所在も明確にされていない。さらに、住民への周知方法や資格制度など申請者のみでは対応できない事項も数多く含まれている。

これらに加え、

④ 「7 安全確保の措置の内容、責任主体」において、「固定された二点間」で捕獲を行うとしているが、夜間に移動するエゾ

シカをどのように効率的に捕獲できるのか根拠が不明である。

⑤ さらに、一次回答にもあるとおり、現場において確実な着弾位置を示すことは不可能である。(なお、昼間の銃猟においては、発射方向の状況を視認でき、バックストップに着弾するよう射撃ができることから、特に問題とはならない。)

ことなどから、本提案は、流し猟であるか否かに関わらず、安全性の担保が確認できず、また、事業に伴う責任の所在も不明確であり、その効果についても疑問があることから認めることができない。

なお、申請者において、当該事業の実施が、被害防止の観点から発砲音によるシカの追い払い効果を期待するというのであれば、夜間の空砲による追い払いや爆音機の使用等、同様の効果が期待できる手法で対応願いたい。

さらに、申請者は「世界的に見て夜間銃猟は通常である」と主張しているが、専門家によれば「米国等の一部で事例はあるが、一般的とは言い難い」とのことである。

また、夜間の銃猟を行っている米国等では、特別なライセンスを取得した者のみが、銃の発射音に対するシカの慣れの発生を防ぐため、消音器(サイレンサー)等を使用して実施しているとのことである。(日本では銃刀法により消音器の使用は禁止されている)。

〇再々検討要請

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

① について、法文が昼間銃猟に対して、完全かつ照度を確実に確保できる根拠を具体的に示していない。したがって、立法論上法文にみられる十分な論拠を示した上で申請をなしている事を再確認されたい。

② について、山菜取りにおける「遭難者」を例示しているが、不適切である。この例をあげたのであれば、無人で行われるわな猟こそ、夜間認めるべきではない。

なお、当地周辺を東京都のおよそ二倍の面積の行政区域まで拡大しても、遭難者は年間1名あるかないかという状況にある。これに対して、駆除すべき頭数は年間四千頭とも言われ、生息数にいたっては数万頭の規模に及んでいる。そもそも、想定している私有地では入山はもちろん、入会権を設定もしていないし、そうした慣習も存在しない。今回の特区が私有地において終始するという事を今一度確認されたい。

③ について、当該申請は私人においてなされたものである。こうした制度の創設の権原は貴省に存在する点を関係諸法により確認され、腹案が有れば明記されたい。鳥獣保護法の目的は「農林水産業又は生態系に係る被害を防止」(第1条)するため、貴省によって腹案が明示されないのであれば、法治国家である我が国の行政機関においては当該特区申請につき、当然に認められなければならない。

④ について、具体的な方法を明記されたいとのことであるが、方法論を展開するのではなく今回の特区申請については純粋な法律論であることを認識されたい。そもそも、「夜間に移動するエゾシカをどのように効率的に捕獲できるのか根拠が不明である」のであれば、固定されたわな猟は効率的に捕獲できないであろう。このような具体的な方法は個々のハンター独自の取り組みによるものであるため、当該申請において明示する必要はない。

⑤ について、発射位置及び着弾位置を予め定めている以上、バックストップに着弾するよう射撃ができることから、特に問題とはならない。

「なお」書き以下について、空砲による追い払いや爆音機の使用等は効果が期待できないことは多くの論文があるため確認されたい。消音機等云々については、いわゆるシャープシューティングに使用されるものである。具体的な方法論を検討するのではなく、法律論として正當に展開されるように今後は期待する。

以上、①、③、④の指示には法律上の根拠がなく、⑤については論理上の飛躍がある。また、②、④においては例示の誤りがある。農業被害に対して十分な措置をしないという鳥獣保護法の精神を順守していないにもかかわらず、夜間銃猟については緩和したくないという恣意的な結論が先にあったために、こうした矛盾に陥ってしまった事は容易に理解できる。とはいえ、貴省の反論について詳らかに見れば立法論上は逸脱している事が誰の目にも明らかである。現在の貴省の考え方はどうあれ、夜間銃猟は世界的にもエゾシカ対策で唯一の効果的な方法であることから必ず認められるものである。

今回の特区申請を認めなければ、後々に緩和を認めることとの論理上の矛盾を生じる。今回、夜間銃猟を否定し、将来、緩和するのであれば、その間に失われた生態系の損傷や人間の生命・身体・財産などは取り返しがつかないことを付言する。

13 環境省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	130030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること。	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1026070
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条
制度の現状	<p>狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。</p> <p>①狩猟について必要な適性</p> <p>②狩猟について必要な技能</p> <p>③狩猟について必要な知識</p>

求める措置の具体的内容	<p>狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験のうち、銃砲所持許可の検定と重複する課題を免除する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にあり、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっており、狩猟免許所持者(特に第一種銃猟免許所持者)を増加させる必要がある。</p> <p>銃砲所持許可所持者に狩猟免許の取得を促していくために、単に試験の得点配分の変更ではなく、既に他の法令で検査を受け合格した試験課題を免除し受験者の負担軽減を図っていく必要がある。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>銃器を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実態に鑑み、安全な狩猟を実現する上で、銃器の基本操作に関する事項である「猟銃の点検・分解結合、保持及び携行」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有する者であるかを判断するために確実に確認すべき重要な項目であることから、試験項目を除外することはできない。</p> <p>なお、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく銃の所持許可に係る技能検定は、猟銃の操作及び射撃に関する技能を確認するものであり、一方、鳥獣保護法に基づく狩猟免許の技能試験は、野外で実際に銃猟を発砲することを想定し、狩猟に必要な技能を備えているかどうかを判定するものであることから、互いに異なる視点から試験項目が定められているところである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>
提案主体からの意見	<p>第一種狩猟免許試験について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化の目的達成のため、野外で安全な狩猟を想定した試験項</p>

目(団体行動の場合の銃器の保持・受け渡し、休憩時の銃器の取り扱い等)を免除しようとするものではなく、銃刀法の銃砲所持許可にかかる技能検定でも行い、その技能確認された銃器の基本操作のみを免除しようとするものである。銃器に関して安全な取り扱いの実現を目的として法令に基づき実施する試験(検定)を2重に課す必要はないと考える。なお、施行規則及び環境省野生生物課長通知により技能試験の検定項目が示されているが、免除しようとする点検、分解、結合等は「野外で実際に銃器を発砲することを想定」した内容ではない。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

I

銃器を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実態に鑑み、安全な狩猟を実現する上で、銃器の基本操作に関する事項である「猟銃の点検・分解結合、保持及び携行」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有する者であるかを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であることから試験項目から除外することはできない。

さらに、当該試験項目に要する時間や実施者の負担は少なく、このような基本的で重要な項目を除外することが受験者の負担軽減になるとは考えがたい。

なお、鳥獣保護法に基づく狩猟免許の一連の技能試験は、野外で実際に銃猟を発砲することを想定し、狩猟に必要な技能を備えているかどうかを判定するものである。

○再々検討要請

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

本提案は銃器の点検・分解結合、実包の装填・脱包等の基本操作のみを免除しようとするものであり、野外での銃器の発砲を想定した団体行動の銃器の保持・受け渡し等の試験は行うことから、鳥獣保護法の視点に立った検査項目を除外するものとはなっていない。

網猟、わな猟免許に比べて第1種銃猟免許の実技試験は試験項目が多く、ひとりあたりの試験時間も長い。そのため本提案によって受験者本人の試験時間の短縮だけでなく、待ち時間も短縮されることから受験者の負担軽減に寄与するものと考ええる。

13 環境省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	130040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	鳥獣保護区において、特定鳥獣をわなにより捕獲等 をできることとする	都道府県	兵庫県
提案主体名	兵庫県	提案事項管理番号	1026080

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条
制度の現状	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。

求める措置の具体的内容	鳥獣保護区の全部又は一部について、都道府県知事が指定した区域においては、シカなどの特定の鳥獣(シカ、イノシシ)に関し、わなによる捕獲等を可能とする区域を指定することができることとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にある。このため鳥獣保護区の更新の際には地元同意が難しい状況も生じている。</p> <p>有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施しているが、なお適正数に達しておらず、農林業被害を防ぎ、また鳥獣保護区を存続させるためにも、保護区内での狩猟期間中の「狩猟(安全面等を考慮し、わなに限定)」による捕獲を推進し、当該特定鳥獣の個体数を減少させる必要がある。(「特定休猟区」制度の「鳥獣保護区」版をイメージしている。)</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>鳥獣保護区は、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣相の保護、渡り鳥や希少動物の生息地の保護など、特に保護を図る必要があると認める地域について指定しているものであり、鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、たとえ対象獣類や猟法を限定するものであっても、狩猟者の自主的な捕獲行為により、当該区域に生息する様々な鳥獣の生息環境の攪乱に繋がるおそれがあり、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあることから、困難であると考えます。</p> <p>なお、現行制度においても、鳥獣保護区にかかる区域で農林水産業等の被害が出ている場合、鳥獣保護区における鳥獣の保護を図りつつ、当該鳥獣の適正な個体数調整の達成のために、区域、期間、方法等について適切に調整をした上で許可を受け、有害鳥獣捕獲を行うことが可能となっているので、兵庫県においても適正に運用されたい。また、これまで、他の都道府県から同様の要望等は提出されていない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。
提案主体からの意見	<p>本県のニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害は甚大であり、有害鳥獣対策は喫緊の課題となっている。保護区内においても有害鳥獣捕獲を実施しているが、なお適正頭数に達しておらず、有害鳥獣捕獲のみではなく狩猟も含めた総合的な個体数減少に向けた取り組みに迫られていることをご理解いただきたい。本提案は狩猟免許を受けた狩猟者が、指定した地</p>

域で特定の鳥獣をワナにより捕獲するものであり、このことが許可を受けて行う有害鳥獣捕獲と比べて当該保護区に生息する鳥獣の生息環境を攪乱するとは考えられない。生息状況や被害の状況等は都道府県一律ではなく、本県の実情に応じた対応として特区提案を認めていただきたい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

I

鳥獣保護区は、狩猟を禁止すること等により、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣の保護、渡り鳥や希少動物の生息地の保護などの保護を図る区域である。鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、そもそも鳥獣保護区の指定の目的達成に支障をきたすため、認めることができない。

なお、現行制度においても、鳥獣保護区にかかる区域で農林水産業等の被害が出ている場合、鳥獣保護区において、鳥獣の保護を図りつつ、当該鳥獣の適正な個体数調整の達成のために、区域、期間、方法等について適切に調整をした上で許可を受け、有害鳥獣捕獲を行うことが可能となっているので、兵庫県においても適正に運用されたい。

○再々検討要請

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

本提案は狩猟免許を受けた者が、指定地域でシカ、イノシシをワナのみにより捕獲するものであり、一定の要件のもと許可をして行う有害鳥獣捕獲が鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を生じていないのであれば、本提案の狩猟のみ支障をきたすとは考えがたい。

なお、鳥獣保護区を除きシカについては狩猟、個体数調整、一般有害により年中捕獲を行い、鳥獣保護区内においても有害鳥獣捕獲及び個体数調整を実施しているものの適正頭数に達していない。マンパワー、予算等の制約から有害捕獲には限界があり、唯一実施していない保護区内の狩猟の実施による総合的な取り組みが必要となっている状況を充分ご理解いただきたい。

13 環境省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	130050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1026090
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	自然公園法第13条第3項及び自然公園法施行規則第11条第11項
制度の現状	<p>風力発電施設については、平成16年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」をとって審査基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は自然公園法施行令第11条第11項に「風力発電施設の新築、改築又は増築」として審査基準の明確化を図ったところである。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国立公園内での風力発電施設設置について、県が風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本県では、2010年度の温室効果ガス排出量を2000年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の43000kWから2010年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。</p> <p><提案理由></p> <p>本年9月の国連気候変動首脳会議において、わが国は2020年度までに1990年度比で25%の削減を目指すと発表したことから、今後、再生可能エネルギーへの移行は不可欠な状況である。その方策の一つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>風力発電施設と風致景観との調和に対する当省の考えは、平成16年2月「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する考え方」とおり、地球温暖化防止の観点も踏まえたとあっても、大規模な風力発電施設は保全すべき自然景観に大きな影響を与える可能性があるため、自然景観への支障、生物多様性への影響を回避・軽減する等の保全措置を講じる必要があるとされており、審査基準に基づき個別に判断する必要がある。</p> <p>審査基準については、一層の明確化が求められていることから、平成21年度中に検討を行い、具体的とりまとめを行うこととしている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>
提案主体からの意見	<p>平成21年12月7日から19日にかけて行われた国連気候変動枠組条約締約国会議(COP15)において、わが国は2020</p>

年までに 1990 年比で 25%の削減を表明しており、今後更なる自然エネルギーへの転換が不可欠となっている。

生物多様性等への影響については、関係法令に従い慎重に審査すべき事項と考えるが、景観については、山稜線上や保全すべき自然景観等に重大な影響を及ぼさず、風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると県が判断する場合は、自然公園の風致景観に関する規制を除外すべきである。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

Ⅲ

風力発電施設と風致景観との調和に対する当省の考えは、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する考え方」とおり、地球温暖化防止の観点も踏まえた上であっても、大規模な風力発電施設は保全すべき自然景観に大きな影響を与える可能性があるため保全措置を講じる必要があるとされ、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するものと考えている。

審査基準については、一層の明確化が求められていることから、平成 21 年度中に検討を行い、具体的とりまとめを行うこととする。

○再々検討要請

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

平成 21 年 12 月 7 日から 19 日にかけて行われた国連気候変動枠組条約締約国会議(COP15)において、わが国は 2020 年までに 1990 年比で 25%の削減を表明しており、今後更なる自然エネルギーへの転換が不可欠となっている。

生物多様性等への影響については、関係法令に従い慎重に審査すべき事項と考えるが、景観については、山稜線上や保全すべき自然景観等に重大な影響を及ぼさず、風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると県が判断する場合は、自然公園の風致景観に関する規制を除外すべきである。

13 環境省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	130060	プロジェクト名	十勝エネルギー特区	
要望事項 (事項名)	新エネルギーの利活用の促進(バイオエタノール)	都道府県	北海道	
		提案事項管理番号	1036010	
提案主体名	十勝エネルギー特区推進協議会			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省 国土交通省 環境省
該当法令等	<p>大気汚染防止法第 19 条第 1 項</p> <p>大気汚染防止法第 19 条の 2 第 1 項</p> <p>大気汚染防止法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づく、自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度告示</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律第 13 条第 1 項</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 10 条</p> <p>道路運送車両法第 40 条、41 条</p> <p>道路運送車両の保安基準第 1 条の 2</p> <p>道路運送車両の細目を定める告示第 3 条</p>
制度の現状	<p>自動車燃料の規格は、大気汚染防止法、道路運送車両法及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の3法律においてそれぞれ規格を定めているものであるが、道路運送車両法及び品確法での燃料規格は、大気汚染防止法第 19 条第 1 項及び第 19 条の 2 第 2 項の規定を踏まえて規格を制定しているものである。大気汚染防止法においては、大気汚染防止の観点から、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率 1.3%までを規定している。また、品確法及び道路運送車両法においては、この大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度に基づくとともに、加えて安全性確保の観点から、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール 3%(E3)まで、軽油については脂肪酸メチルエステル 5%(B5)までと規定している。</p> <p>大気汚染防止法においては、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率 1.3%までと規定しており、許容限度以上にバイオ燃料が混合された燃料については、これに対応していない車両に使用した場合は大気汚染への影響があることから、認められていない。</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品確法」という。)においては、国民生活との関連が深い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法においては、大気汚染防止法第 19 条の 2 第 2 項の規定を踏まえて規格を制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール 3%(E3)まで、軽油については脂肪酸メチルエステル 5%(B5)までと規定している。エタノール含有量については、一般車両に高濃度アルコール燃料を導入した場合に金属腐食及び火災のおそれがあるため、一般車両に使用して安全性問題のない燃料として 3%上限を規定しているものである。</p>
求める措置の具体的内容	<p>バイオエタノールを10%混合したガソリン(E10)に対応した車が広く公道を走行することを可能とするとともに、E10の製造及びE10対応車へのE10の供給を可能とする。</p>

具体的事業の実施内容・提案理由

バイオエタノールは、規格外小麦等から製造し、ガソリンと混合して自動車用燃料として使用することができる。バイオマスから製造するため、カーボンニュートラルであり、CO2 の排出量削減に資する。

政府が「温室効果ガス排出量を 1990 年比で 25%削減」を打ち出されたところであるが、達成するためには、運輸部門の CO2 排出量削減は必須であることから、バイオエタノールの高濃度混合利用の早期実施を提案する。

なお、E10 燃料はアメリカの諸州で義務づけられるなど既に海外で普及しており、国内の自動車メーカーも技術的に対応済みである。また、排出ガスについても実証実験の結果、法令に規定された許容限度を下回っていることが確認されているところ。

E10 を供給する自動車は、E10 に技術的対応が可能な E10 対応車とするが、現状では E10 対応車として車両登録ができないため、公道を走行することができないことから、車両登録を可能とすることを提案する。

なお、E10に対応していない車へのE10誤給油を防止するため、給油機本体やノズルにE10であることを表示するとともに、給油口の近くにE10燃料使用可能である旨を表示するなどの対策を講じる必要がある。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	Ⅲ
<p>バイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、国土交通省では、平成 19 年 10 月に自動車の安全性等を確保することを要件として E10 対応車の技術指針を定め、道路運送車両法に基づく大臣認定による試験走行を可能とする制度を実施している。</p> <p>また、経済産業省では、揮発油等の品質の確保等に関する法律において、自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件としての規格外燃料の公道使用の認定制度（試験研究認定制度）を実施している。</p> <p>現在、環境省の高濃度バイオ燃料実証事業として、北海道とかち財団や大阪府において、これらの制度による認定を取得し、E10 対応車の走行実証試験を実施している。</p> <p>今回の提案については、E10 対応車の詳細について精査する必要等があるが、現行の道路運送車両法に基づく E10 大臣認定と揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定を取得すれば公道の走行が可能であり、これまでの大臣認定申請実績を踏まえ、申請時におけるより一層の提案主体の負担軽減を図って参りたい。</p> <p>なお、E10 の試験研究用自動車以外の自動車への使用を可能とするため平成 23 年度に結論を得ることを目指して関係省庁で連携しつつ所要の検討を進めているところであるが、更なる前倒しを検討して参りたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、実現に向けた具体的なスケジュールを提示されたい。			
提案主体からの意見	”E10 の試験研究用自動車以外の自動車への使用を可能とするため平成 23 年度に結論を得ることを目指して関係省庁で連携しつつ所要の検討を進めているところであるが、更なる前倒しを検討して参りたい。”とのご回答をいただいたところであるが、温室効果ガスの排出削減は喫緊の課題であることから、早期に結論をお出しいただくことを期待する。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>バイオエタノールを 10%混合したガソリン(E10)の、現行の試験研究用自動車以外の E10 対応自動車への使用を可能とするため、E10 対応の車両及び燃料の規格内容について、平成 22 年度中に結論を得るべく検討を行う。</p>				

○再々検討要請

再々検討要請	
提案主体からの再意見	

13 環境省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	130070	プロジェクト名	十勝エネルギー特区	
要望事項 (事項名)	新エネルギーの利活用の促進(BDF)	都道府県	北海道	
		提案事項管理番号	1036020	
提案主体名	十勝エネルギー特区推進協議会			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省 環境省
該当法令等	揮発油等の品質の確保等に関する法律 17 条の 7 第 1 項 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 22 条第 1 項

制度の現状	<p>自動車燃料の規格は、大気汚染防止法、道路運送車両法及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の3法律においてそれぞれ規格を定めているものであるが、道路運送車両法及び品確法での燃料規格は、大気汚染防止法第 19 条第 1 項及び第 19 条の 2 第 2 項の規定を踏まえて規格を制定しているものである。大気汚染防止法においては、大気汚染防止の観点から、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率 1.3%までを規定している。また、品確法及び道路運送車両法においては、この大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度に基づくとともに、加えて安全性確保の観点から、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール 3%(E3)まで、軽油については脂肪酸メチルエステル 5%(B5)までと規定している。</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品確法」という。)においては、国民生活との関連が深い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法においては、大気汚染防止法第 19 条の 2 第 2 項の規定を踏まえて規格を制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール 3%(E3)まで、軽油については脂肪酸メチルエステル 5%(B5)までと規定している。エタノール含有量については、一般車両に高濃度アルコール燃料を導入した場合に金属腐食及び火災のおそれがあるため、一般車両に使用して安全性状問題のない燃料として 3%上限を規定しているものである。また、バイオディーゼル含有量については、混合率5%を超える燃料については、実際に車両に対する不具合も報告されており、このような燃料を使用して公道走行することは車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題があることから、5%上限を規定しているものである。したがって、同法の規格を越えたバイオ燃料混合燃料の使用・販売は安全性及び大気汚染防止の観点から認められていない。</p> <p>一方で、バイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、国土交通省では、平成 21 年 2 月に、高濃度バイオディーゼル燃料使用者に対して、燃料、改造、点検整備上の留意点等に関する助言、注意喚起を行う際の指導要領として、これまでのバイオディーゼル燃料使用にかかる既存の情報・知見を体系的に整理した「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」を策定するとともに、経済産業省では、揮発油等の品質の確保等に関する法律において、自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件としての規格外燃料の公道使用の認定制度(試験研究認定制度)を実施しており、これらによって、試験研究として規格外燃料の使用は可能である。</p> <p>なお、高濃度バイオディーゼル混合燃料の試験研究については、現時点では、京都市において B20 の試験研究認定を取得し実施しているところ。</p>
-------	--

求める措置の具体的内容	軽油へのバイオディーゼル燃料(BDF)の混合率の上限を 20%とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	BDFは、廃食用油から製造し、カーボンニュートラルである。軽油と混合することにより自動車用燃料として使用することが

でき、CO2の排出量削減に資する。

政府が「温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減」を打ち出されたところであるが、達成するためには、運輸部門のCO2排出量削減は必須であることから、BDFの高濃度混合利用の早期実施を提案する。

なお、自動車の安全性を確保するため、混合するBDFについては、JIS規格に合致したBDF(ニート)のみを使用する。また、管理体制についても、「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン(指導要領)」を基に、自動車管理マニュアルを作成し、適切にエンジンオイルや燃料ホースの点検を行うなど管理体制の整備を図る。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	Ⅲ
<p>バイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、国土交通省では、平成21年2月に、高濃度バイオディーゼル燃料使用者に対して、燃料、改造、点検整備上の留意点等に関する助言、注意喚起を行う際の指導要領として、これまでのバイオディーゼル燃料使用にかかる既存の情報・知見を体系的に整理した「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」を策定している。</p> <p>また、経済産業省では、揮発油等の品質の確保等に関する法律においては、自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件としての規格外燃料の公道使用の認定制度(試験研究認定制度)を実施している。</p> <p>現在、環境省の高濃度バイオ燃料実証事業として、京都市において、この認定制度・ガイドラインに基づき認定を取得し、B20の走行実証試験を実施している。</p> <p>今回の提案については、同ガイドラインを基に管理体制の整備を図るとされており、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定を取得すれば公道の走行は可能。</p> <p>なお、高濃度のバイオディーゼル燃料の試験研究用自動車以外の自動車への使用を可能とすることについては、車両安全性、排ガスへの影響等の技術的課題について検討を実施しているところ。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、実現に向けた具体的なスケジュールを提示されたい。			
提案主体からの意見	”揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく試験研究認定を取得すれば公道の走行は可能。”とのご回答であり、また、ご指摘のとおり、京都市において、B20の走行実証試験が実施されているところであるが、この実証試験の結果は、いつ、どのような形で反映されることとなるのかご教示いただきたい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>高濃度バイオディーゼル燃料の利用については、バイオディーゼルの品質安定化や車両安全性等数多くの課題があり、試験機関での更なる実験や実証試験等による検討が必要と認識している。</p> <p>京都市による実証実験の結果については、1年ごとの報告を受け、こうした課題への対応について確認を行うこととなっている。</p>				

○再々検討要請

再々検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの再意見	今後の具体的なスケジュールをお示しいただけなかったところ。			

試験研究認定制度の利用に向けた検討を行うこととするが、温室効果ガスの排出削減は喫緊の課題であることから、早期に結論をお出しいただきたい。

13 環境省 特区第16次 再々検討要請

管理コード	130080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	エコポイント宝くじ	都道府県	福井県
		提案事項管理番号	1024010
提案主体名	株式会社 市姫商事		

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省 経済産業省 環境省 消費者庁
該当法令等	刑法(第185条、第187条) 不当景品類及び不当表示防止法 信託法 当せん金付証票法
制度の現状	富くじの発売、富くじ発売の取次ぎ、富くじの授受の禁止。 経済の現状に即応して、当分の間、当せん金付証票の発売により、浮動購買力を吸収し、もつて地方財政資金の調達に資することを目的とする。

求める措置の具体的内容	今回提案する「エコポイント宝くじ(仮称)」とは、当選品付き抽選券を、個人等が所有しているエコポイントと交換で取得し、いずれかの応募者に環境配慮型商品を配分するシステムです。 現在、刑法の特例として、地方財政資金の調達を目的に、都道府県等に宝くじの発売が認められているところですが、このエコポイント宝くじについては、現金ではなくエコポイントを抽選券と交換であり、環境貢献の観点から、関東圏と関西圏において特区として認めていただきたい
具体的事業の実施内容・提案理由	地球温暖化対策の1つの手段として提案させて頂くこのエコポイント宝くじ創設は、当社の特許権を利用したシステムであり、個人等から一定のエコポイントを協賛・拠出して頂き、一定の算出方法で環境配慮型商品が寄贈されるというものであります。この算出方式は現状行われている宝くじ方式、町内会などで利用されているガラガラポン抽選方式と一緒です。 エコポイント宝くじのシステムとしては、エコポイントとの交換により抽選券を入手した応募者に、当選品としてエコカーや太陽光発電システムなどの環境配慮型商品が当選するものです。また、応募者から拠出されたエコポイントの一部を、幼児施設(保育所・幼稚園等)などの公益的なエコ事業の促進に充てる予定です。全てが【環境とエネルギー】分野で政府が進める低炭素社会の実現に特化した事業形態で考えられております。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
グリーン家電普及促進事業におけるエコポイントの交換商品等については、公募の際に提示した条件に照らし適正な審査を行う観点から、第三者委員会でその適否について公正に判断している。 今回御提案いただいている交換商品についても、他の商品と同様に公募期間中に応募いただいた上、第三者委員会でその適否について判断し、決定されるもの。				

なお、エコポイントの交換商品としては、環境寄附及び環境配慮型製品を対象としているところであるが、エコ事業の促進等という本提案の事業目的に照らせば、現行どおり、環境寄附又は環境配慮製品自体を交換商品とすれば足りるところであって、いたずらに射幸心を煽り、現行刑法上規制されている方法を取り、注文可能な地域を限定する商品を導入するためのシステム変更等に係る国費が必要なものであれば、そのような交換商品に特段の必要性・公益性は認められないと考える。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>特区を通じて検討要請のポイント宝くじ(仮称)の創設のビジネスの目的は、日本が世界に対して約束したCO₂-25%排除する事を全国民が参画出来る事を目的とした国家的なビジネスモデルであり、貴省等3省が合意の上で推進している新しいカタチのエコポイントも同じ目的である。本事業の基本となるものは、当社取得済みのビジネスモデル特許であり、そのスキームに基づいて提案したものであるが、貴省よりの回答にありますグリーン家電第三委員会提出打ち合わせ中に於いて、本企画が刑法等に触れるのではないかとの意見があり、特区を通じて関係各省に対して検討要請したものであります。法治国家に於いて事業開始を提案起業する場合、当然法律に触れないよう起案してあります。念のため申し添えます。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>エコポイントの交換商品としては、環境配慮型製品や環境寄附などを対象としているところであるが、CO₂削減という本提案の事業目的に照らせば、そうした商品自体を交換商品とすれば足りるところであって、いたずらに射幸心を煽り、現行刑法上規制されている方法を取り、注文可能な地域を限定する商品を導入するためのシステム変更等に係る国費が必要なものであれば、そのような交換商品に特段の必要性・公益性は認められないと考える。</p> <p>なお、賭博、富くじの発売等については、法務省からの回答分類でCとされているとおり、刑法により罰則が定められている。</p>				

○再々検討要請

再々検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>法治国に於て起業する場合法律に違反する様な立案はできない。但し今回提案実行する事業のタイトルに宝くじと称したる事に依り立法化の必要ありと断じられたものと考えられる。各省よりの回答も消費者庁を除いて各省立法化必要との回答に接し現況の政局に於て立法化する事も不可能ではないと考えられる。但し立法化の条件は政策的経済的世相的にも特別強大なインパクトを与えると共に国民の利益に直結する様な事業企画である事が必須の条件となるが幸いにも本事業目的はCO₂-25%排除事業に全国民が賛画できるプランであり加えて現況経済的最大のネックとなっているデフレ克服に寄与する案となれば可能性は極めて大である。詳細は別紙参考資料で提案。</p>				